

組合員（被扶養者）証の検認にご協力ください

今年度の組合員証等の検認を実施しております。
被扶養者をもつ組合員については当該被扶養者の方の収入額の確認が必要となりますので皆様のご協力をお願いします。



検認とは？

全組合員を対象に、被扶養者の有無と現在認定中の被扶養者について引き続き被扶養者として認定要件を備えているか調査・確認をします。

〈近年の検認において取消となった事例〉

- 収入は基準月額（108,334円）未満であったが、アルバイト・パート先などで健康保険の適用となっていた。
- 60歳以上の父母の公的年金額とアルバイト給料等の収入合計額が基準月額（150,000円）を超えていた。
- 大学生である子が、起業しており基準年額（130万円）を超える収入を得ていた。
- 65歳の到達により、満額年金の受給権が発生し、年額180万円以上の収入が見込まれる状態となっていた。
- 複数のアルバイトの合計月額が基準月額（108,334円）を超えていた。
- 大学生（大学院生）の子が奨学金（生活費を含むもの）を得ていた。
- 夫婦の収入を比較すると、組合員より配偶者の収入が上回っていた。
- 被扶養者の自営業の収入が増加し、基準年額を超えていた。

〈収入について〉

◆ 被扶養者認定における収入とは

所得税法の「所得」ではなく、恒常的な収入の総額となります。

恒常的な収入の例には

- ・ 年金（共済年金・国民年金・厚生年金・企業年金・遺族年金・障害者年金・個人年金・財形年金など）、事業、農業、不動産、パート・アルバイト、配当（投資・株など）等があります。
（例：年額120万円の年金受給者については、年額60万円（月額5万円）以上の収入が見込まれるアルバイト等の他の収入がある場合は認定取消となります。）
- ・ 事業、農業、不動産所得等においては、所得税法上は経費として認められるものが、被扶養者認定においては、経費と認められないものがあるので注意が必要です。

〈夫婦共同扶養について〉

◆ 夫婦共同扶養について

夫婦ともに健康保険の被保険者の場合、その夫婦に扶養する子などがいるとき、どちらの被扶養者とするか問題となってきます。

健康保険の取扱いでは『原則、収入の多い方』の被扶養者とします。

夫婦双方の収入が同程度の場合は…

収入の多い方から見て、その差が1割以内であればどちらの被扶養者としても差し支えありませんが、扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けている場合は支給を受けている方の被扶養者とします。

※認定取消は事実の発生した日まで遡ります。取消日以降に給付した医療費等を全額返還していただくこととなりますので十分ご注意ください。